

「いじめの防止等のために」 教職員用ハンドブックを作成！

平成27年4月8日
学校教育課

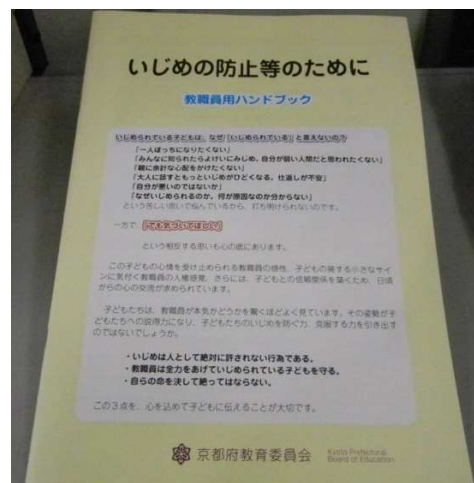
いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

府教育委員会では、いじめの防止等のための教職員の資質能力向上に資するため、「いじめ防止等のために」教職員用ハンドブックを作成し、3月27日に全ての教職員に配布しました。

この冊子の活用を通して、いじめの問題に対して各学校において研修を充実させ、いじめの防止等のために組織的に、適切に対処できるよう取組を進めることをねらいとしています。

【 内 容 】

- I いじめの定義
- II いじめの構造
- III 最近のいじめの特徴
- IV いじめ発見のチェックリスト
- V いじめへの対応
- VI いじめの未然防止
- VII 相談に関する専門機関



【 ハンドブックの特徴 】

- いじめ防止対策推進法、京都府いじめ防止基本方針を踏まえた内容
- 常に手元に置き、実際に活用しやすい短くて端的な表現
- いじめの特徴、未然防止、いじめへの対応、重大事態の対応等、場面に応じた見やすく、分かりやすい編集
- 人権教育、特別支援教育、社会教育及び法やルールに関する教育等、様々な視点の導入
- いじめに気付くための学校生活場面ごとのチェックリストの掲載

【作成部数】 24,000部

【配布先】 ・府内全小・中学校及び府立学校全教職員（京都市を除く）
・府内市町（組合）教育委員会等

担当 学校教育課長 沖田悟傳 075-414-5831